

九州停戦命令をめぐる政治過程

——豊臣「物無事令」の再検討——

尾 下 成 敏

【要約】 天正十三年（一五八五）冬、羽柴（豊臣）秀吉は島津義久に対し、九州における戦闘停止を命じたが、この出来事は秀吉の全国統一過程、すなわち戦国争乱の最終過程を論じる際に注目され、「平和」の実現を狙った政策か否かは今日重要な論点となっている。本稿は、天正十四年七月の対島津戦開戦以前の政治過程を復元し直すことで、上記の九州停戦命令を再考しようとしたものであり、①停戦命令は九州派兵が困難な情勢下で採られた方策で、「和戦」双方を視野に入れていた。そして畿内近国・東国・西国の情勢に規定されながら、ある時期は「和」の比重が、また、ある時期は「戦」の比重が高まり、遂には対島津戦突入へと至った。②「平和」の実現という切り口から、停戦命令を物無事令として捉える学説には賛成できない。③島津攻めが既定方針であったことを強調する学説は、九州政策の変遷を踏まえた主張とは言い難い点などを主張している。

史林 九三卷一号 二〇一〇年一月

はじめに

天正十三年（一五八五）冬、羽柴（豊臣）秀吉は九州の島津義久に一通の直書を出している。十月二日付のこの文書は、九州における戦闘停止を命じるものであり、^①同内容の文書は、後述するように、九州の大友氏や中国の毛利氏へも出されていた。かかる停戦命令は、天正十四年以降、関東や奥兩國（陸奥・出羽）へ出された停戦命令と並んで、豊臣政権の全

国統一過程、すなわち戦国争乱の最終過程を論じる際に注目され、「平和」の実現を目指す命令かどうかが今日重要な論点となっている。

本稿は、西国大名へ出された天正十三年冬の停戦命令を取り扱うものである。翌十四年以降、関東や奥両国へ出されたものを対象とはしていない。それは、天正十三年冬の停戦命令が豊臣政権の九州統一過程をみる際に重要であり、また後述の藤木久志説において、いわゆる惣無事令の最初の事例とされていることによる。^②

西国大名への停戦命令をめぐる研究について簡略に述べたい。

まずは藤木説、以下はその要約である。①九州統一は、停戦令から国分令へ平和政策を基調として展開され、それに併行する軍事動員は、あくまでも平和の実現をめざす強制執行の態勢であり、その後、天正十四年七月中旬に開始された対島津戦は、平和侵害の制裁と平和の回復のために行われた。②かかる特徴で貫かれた一連の統一策を惣無事令と呼ぶ。③島津氏や大友氏が停戦令を受諾したことで公戦権は豊臣政権が独占した。④惣無事令は、一揆や喧嘩の抑制も含む、広汎な私戦禁止の平和令というところに本質がある。⑤国分令は恣意的な知行割ではなく、本領安堵をはじめ本主権安堵・折半など、むしろ中世的な閥所地処分や紛争調停の規制に沿った裁定方式と言うべきであろう。^③

藤木説は、「平和」の実現という点を切り口として、天正十三年冬の停戦命令を捉えた最初の研究である。^④

藤田達生はつぎのような指摘を行っている。①秀吉は、毛利氏と大友氏の和解を推し進める一方、島津氏攻撃を狙っており、これを既定方針としていた。②秀吉が戦国大名間の領土紛争に軍事介入するためには名分が必要であり、そこで登場したのが、正親町天皇の「叡慮」を奉じる形をとる「惣無事」の論理であった。③惣無事令についての藤木概念規定は曖昧であり、その実体は「停戦令」と言うべきであろう。^⑤

藤田説は、藤木説批判という形で登場したものである。「平和」の実現という視角から停戦命令を理解することに反対している。

ここに紹介した藤木説・藤田説は、西国大名への停戦命令を理解する上で重要な研究であるが、双方とも、島津・大友両氏が対立に至った過程や、大友・毛利両氏の対立、毛利氏による停戦勧告の存在を十分に踏まえたものではない。つまりは政治過程の検討を十分に行わないまま、停戦命令を論じているのである。それゆえ、さきに紹介した指摘のなかには検討を要する点が存在する（後述）。とすれば、西国の政治過程を復元し直し、停戦命令の特徴を再考する必要があるのではないか。

こうした問題意識から、本稿では、天正十四年七月中旬の対島津戦開戦以前の政治過程を追い、それを足がかりとして停戦命令の特徴を論じることにする。かかる取り組みは、豊臣政権による天下統一過程の一端を明らかにするものである。なお、本稿では、天正十三年に西国大名へ出された停戦命令を「惣無事令」「停戦令」と呼ばず、「九州停戦命令」「停戦命令」と呼んでいる。それは、(1)刀狩令や海賊停止令のような法令、具体的に言えば、箇条書や宛名書を持つ法令とは異なることを重視し、(2)藤木説・藤田説に批判的な立場をとる（後述）ためである。^⑥

① (天正十三年)十月二日羽柴秀吉直書(『大日本古文书 家わけ第十六 島津家文书』文書番号三四四)、以降、『大日本古文书 島津家文书』は「島津」と略称する。

② 『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会 一九八五年)に代表される藤木の惣無事令に関する論考では、天正十三年九月以前に惣無事令が存在したとの考え方は採られていない。

③ 註②藤木前掲著書一五頁―一三八頁。

④ 天正十三年冬の停戦命令に関しては、戦前から言及がみられる(例えば田中義成『豊臣時代史』(講談社学術文庫 一九八〇年、初出一九二五年)一〇六頁―一〇八頁)。

⑤ 藤田達生『豊臣国分論』(三)(藤田『日本近世国家成立史の研究』校倉書房 二〇〇一年、初出一九九五年)九七頁―一〇七頁・一二四

頁―二六頁。なお、藤田は、如何なる意味で惣無事令の概念規定が曖昧なのかを、この論文のなかで述べていない。

⑥ 藤木は、惣無事令のほか、喧嘩停止令・刀狩令・海賊停止令についても検討を加え、平和の実現を目指すこれらの政策により、豊臣平和令が構成されていたと主張する(註②藤木前掲著書iv頁―xi頁)。言を加えると、後掲史料²、すなわち九州停戦命令は宛名書を有する文書であり、箇条書の形式はとらえない。

⑦ 立花京子は、秀吉の停戦命令を惣無事令ではなく、天下静謐令として捉え、その形成基盤を天皇からの將軍権限(天下静謐執行権などの権限)授与に求める。また秀吉の停戦命令を天下静謐執行権に基づくものと理解する(『秀吉の天下静謐令』(『戦国史研究』二五 一九九三年)一頁―二頁)『秀吉権力と『天皇の静謐』(本多隆成編『戦

国・織豊期の権力と社会」吉川弘文館 一九九九年) 一二四頁―一四六頁)。惣無事令の根拠を一義的に天皇に求めてはならないとする藤本説(註②藤本前掲著書三七頁・三八頁)とは異なる見解と言えよう。だが、將軍権限授与に関する確かな形跡は見出せない(拙稿「清須會議後の政治過程」〔愛知県史研究〕一〇・二〇〇六年) 三二六頁)。

ゆえに、秀吉の停戦命令を將軍権限の単なる延長として理解してはならないとする主張は(池享「天下統一と朝鮮侵略」(池編「日本の時代史13 天下統一と朝鮮侵略」吉川弘文館 二〇〇三年) 五九頁・六〇頁)、全くもって正しいと考へる。

第一章 九州停戦命令発令前の政治過程

ここでは、九州停戦命令発令前の政治過程を検討する。取り扱う時期は原則として天正十三年(一五八五)十月一日まで、すなわち命令発令前夜までとする。

(一) 九州の諸勢力

行論の都合上、天正十二年三月以降の九州政局を述べる際、重要な五氏について簡略な説明を加えておく。なお、以下の叙述は、同年二月以前の状況を述べたものである。

大友宗麟(義鎮)・義統父子 豊後府内を本拠とし、豊後・豊前・筑前・筑後・肥後五力国に勢力を有する。天正六年十一月、日向耳川の合戦で島津義久に敗れたが、同九年、織田信長や摂家の近衛前久の仲介で義久と和睦した。なお、宗麟は「府蘭」とも称している。

阿蘇惟種 肥後阿蘇社の大宮司であり、同国矢部に本拠を置く有力領主でもある。阿蘇大宮司家は、肥後御船(三船)を本拠とする甲斐宗運(親直)に支えられていた。

島津義久 薩摩鹿兒島に本拠を置き、同国のほか大隅・日向も勢力圏としていた。天正七年以降、肥後・肥前・筑後侵略を進めて龍造寺氏と対立している。また阿蘇氏との関係も良好ではない。

龍造寺隆信・政家父子　肥前佐嘉（後の佐賀）などを拠点とし、大友氏と戦いながら、同国の大半を押さえた。また筑後・肥後へも勢力を伸ばし島津氏と対立している。

秋月種実　耳川の合戦後、大友氏から離反し、筑前・豊前両国で勢力を上げた。また島津・龍造寺両氏の和解を画策し、反大友統一連合の結成に乗り出している。^①

（二）島津勢の北上

天正十二年春、義久の弟島津家久率いる軍勢が肥前へ渡海し、同国の領主有馬鎮貴（後の晴信）の軍勢と合流した。そして三月二十四日、肥前島原で龍造寺勢と一戦を交え、隆信を討ち取っている。世に言う沖田畷の合戦である。^②この出来事は龍造寺氏の衰退をもたらした。すなわち大友勢が筑後へ出陣して同国奪還を推し進め、義久の弟島津忠平（後の義弘）率いる軍勢が肥後北部の高瀬に布陣したことで、龍造寺氏の当主政家が危機的状況に陥ったのである。

しかし天正十二年九月二十一日になると、事態は島津・龍造寺兩軍の戦闘回避へと進んでいた。沖田畷の合戦前から兩軍の停戦を狙っていた秋月氏が、この時期も和平成就を目指して仲介活動を進めていたからである。島津氏の重臣上井寛兼の日記（『上井』と略称）の同日条には「又龍造寺と就和睦之儀、先刻秋月之兩使二相添被遣候使僧、又々秋月之使同心二帰着候、肥後国少も不残去上候て和平奉頼之由也、政家永々御当家二無違委可為御幕下之段、神載を以被申血判也、次二者豊後衆梁川近責寄候、彼方へ從爰御戦隔可目出之由支而被申候」と記されている。^③すなわち龍造寺氏は島津氏に対し、
①「幕下」となること、つまりは義久の傘下に入ること、
②肥後を放棄することを申し入れ、
③大友氏と戦端を開くよう求めたのであった。

九月二十七日、島津氏は三つの申し入れのうち①と②に同意した。そのことは『上井』の同日条に「此日（筆者註——九月二十七日）龍造寺へ御返事被成候、^{（政家）}税^{（税所第和）}新・上^{（上原尚迄）}長也、肥後之事指上候由被申候間、先々其分にて御和平被成由也、

（鳥津忠平）武庫様より、政家今之姿ニ向後無異儀候ハ、勿論自此方御愀変有間敷之段、神載を以御返事也」とある点や、天正十二年十月十五日条に「龍（龍造寺政家）意趣、今度御幕下ニ罷成、和平之儀懇望申上候処、改先非無二御奉公之段申上候故、御宥免之由被仰出候、忝之由也」とある点から、明らかであろう。なお、「上井」同年九月廿七日条には「豊後儀絶之事ハ、京都之御媒介にて先年御和陸候間、菟角と難被仰候、併龍（龍造寺政家）・秋月分別次第二候」とも記されている。「京都之御媒介」すなわち織田政権や近衛家の仲介で大友氏と和睦したことを理由として、鳥津氏が③の申し入れに同意しなかったことは明らかであろう。

かくして、龍造寺氏は肥後を放棄し鳥津氏の「幕下」となった。事実上降伏したのである。このことは、龍造寺氏の押さえる肥前・筑後両国を、鳥津勢力圏とする認識を生じさせたと推測されよう。鳥津氏の側で「殊此度者永々御当家幕下たるへき之由懇篤候、肥（肥前）・筑之事此方公領として格護之段被申候、然者被任其旨候」と述べたことは、そうしたことを示すものではなからうか。

龍造寺氏が停戦の意を示したことを受け、鳥津氏は大友氏との交渉に乗り出した。肥後八城（後の八代）まで自軍を撤退させることを条件に、大友勢を筑後から豊後まで撤退させるよう要求したのである。『上井』天正十二年十月十五日条が「然者使僧を以豊後衆へ、早々陣曳せられ候て可然候、其故者、肥（龍造寺政家）前よりハ、豊州衆軽々と物ふかく打出候、殊ニ歴々在陣候、彼衆被討果可然之由支而申候、併大友殿へ當時被仰談之条、御同意無之候、筑州表辞退候て不引退候ハ、（大友勢）当邦へ隔心之基までに候之段、稠被仰渡、諸勢者早々御帰陣肝要之由出合候也」と記す点や、同月十七日条が「豊後陣へ善哉坊・金乗坊使僧二明日被越候、意越御談合候て被仰聞条々多々候、難尽短筆（中略）爰元在陣之諸勢先々八城迎まで曳帰候、豊陣衆之事も早々如豊（豊後府中）符被引退候て肝要候、若々御辞退候ハ、当郡へ御隔心之始たるへき由也」と記す点は、そのことを示すものであろう。なお、鳥津氏は筑後を自己の勢力圏と認識していたため、こうした要求を行ったと判断してよい。

これに対する大友側の回答をみる。『上井』天正十二年十一月十四日条には「従夫去月（筆者註——天正十二年十月）廿八日（大友勢）豊衆可引退由約諾候」と記されている。^⑩素直に読むなら、十月下旬、大友氏は鳥津氏の要求に応じたことになる。ただ、大友父子が同意した上で応じたのか、それとも口先だけの約束、踏み込んで言えば、謀略でしかないのか、その点は不明と言わざるを得ない。

言を加えると、大友勢が撤退に応じない場合は敵対行為とみなす、と鳥津氏の側では認識していた。さきに掲げた『上井』の天正十二年十月十五日条や同月十七日条の記事は、そのことを示している。

さて、天正十二年十月十九日、鳥津勢を率いる忠平は高瀬を発ち八城へ退くが、^⑪大友勢のほうは筑後高良山などに居座り続け、龍造寺・秋月両氏の反発を招いている。同年十二月上旬、両氏は鳥津氏へ使者を出し、鳥津・大友両軍の間で行われた撤兵交渉の内容を問い糾した。『上井』の同月四日条は「秋月殿（種実）・龍造寺殿（政家）より被申候趣、各高瀬へ在陣之刻、豊（友勢）後衆至筑後表着陣候、早々可被引退之由両使僧にて被仰理候、于今高良山へ相支、上筑辺へ相絡候、右両使へ之御返事など何様ニ被申候哉、于今相支候事慮外之由共也」と記している。^⑫

かかる事態を受けてか、鳥津氏は大友攻めを視野に入れ始めた。十二月七日の談合では「豊後陳相支候事ハ、先日於高瀬出合候所者、彼陳所を引退間敷由被申候ハ、彼方より儀絶之心底候間、日向口より豊州へ御打入可然之由大略定候、併此方御使僧へハ無異儀可曳退之旨申候て、私曲之様に候間、今一稜御届被成候て肝要之由出合候也」、すなわち今一度大友氏へ撤兵の申し入れを行うと決める一方で、筑後から撤退しない場合は、これを断交の意志があるものとみなし、日向口から豊後を攻撃すると決定した。なお、翌十三年二月、備後在国の征夷大將軍足利義昭が義久に大友攻めを要請し、義久はそれに応える意向を示している（後述）。

鳥津氏の動向について言を重ねよう。前述の天正十二年十二月七日の談合では「又三（甲斐親恵）船・隈（甲斐上総介）庄へ御弓箭之儀も、阿蘇（蘇）にハ対せられぬ事とハ有なから、従彼方同心なくハ、阿蘇家にも御弓箭之外有ましく候歟」、つまり肥後の阿蘇氏や甲

斐氏への武力行使を視野に入れている。その後、翌十三年七月、阿蘇氏の主柱甲斐宗運が逝去したこと、翌八月上旬、大友氏による阿蘇氏取り込みが発覚したこと、そして同月、阿蘇勢が島津方の肥後花之山城を攻略したことを受け、閏八月、忠平を主将とする島津勢が北上し、阿蘇氏の新当主惟光を降伏させた。^⑭

九月、島津氏は北方の筑後へ軍勢を進め、反抗的な領主たちを攻撃し、同国内の大友勢を牽制した。^⑮そして、この情勢を受けたのか、同月、義統の指示により大友勢は筑後から撤退している。九月二十五日付で筑後の五条鎮定へ出された義統の書状には「筑後表在陣之事、無恙打入候之由預注進候」、あるいは「先以表陣衆帰陣之通加下知候」と記されている。^⑯このように、筑後撤兵問題は島津・大友関係を陰悪なものとし、遂には大友勢の筑後撤退という事態をもたらしたのである。

ところで、島津・大友関係は悪化の一途を辿っていたものの、島津氏は大友氏と戦端を開いたと述べるには至っていない。例えば天正十三年の暮頃、毛利輝元宛ての十二月十三日付義久書状案が作成されたが、この文書案には「(大友氏)(島津氏)豊・薩防戦之立柄、先年以京都之御刷、和睦之筋于今無変更候」と記され、大友氏と和睦する意志を全く棄てていないことを示唆した文面となっている。開戦を宣言していないことを示すものであろう。しかし、このことは島津氏が豊後攻撃を諦めたことを意味するものではない。天正十二年十二月七日の談合において、豊後攻めを視野に入れていたことは既に述べたが、翌十三年十月六日の談合、すなわち大友勢の筑後撤兵直後に開かれた談合においても、「(豊後)豊州表御弓箭之事」が議題となつている。^⑰武力行使という選択肢は棄て去っていないのである。

(三) 毛利・大友両氏の対立

ここでは、主に毛利・大友両氏の対立について述べる。

天正年間(一五七三—九二)、毛利輝元は安芸の吉田郡山に本拠を置き、一門の重鎮小早川隆景や吉川元春・元長父子ら

の補佐のもと、中国地方に勢力を有していた。天正四年二月、信長打倒と京都帰還を目指す將軍義昭が備後へ下向すると、輝元は義昭を保護し、上杉謙信（輝虎）・武田勝頼や、大坂本願寺などと連合して信長に対抗している。この出来事は毛利・大友関係にも影響を及ぼすことになった。

一五五〇年代以降、毛利氏は大友氏と北九州で幾度も衝突し、豊前門司城などを占領下に置いて、九州の政局に影響を及ぼす存在となっていた。その毛利氏が信長に対抗する場合、背後に位置する大友氏は脅威となろう。それゆえ、天正六年九月、義昭は毛利・島津両氏をして大友氏を攻撃させようとし、毛利氏もそれに応える形で島津氏へ大友攻めを促している。^②

一方で信長も、天正七年十一月、大友氏へ働きかけを行い、義統に周防・長門を与える旨を傳達した。^②この両国は当時毛利氏の支配下にあり、信長の押さえるところとはなっていない。宛行を約束することで大友氏に毛利氏を牽制させようと図ったのであろう。言を加えると、これを受けてか、天正十年六月の大友氏は、関門海峡を渡り毛利領国へ侵攻せんとしていた。この年の六月十四日付で問注所刑部太輔へ出された宗麟書状には「然者中国之儀、過半信長公被属下知、既来^(付上)嶋以下至芸^(毛利家)、家令手切、及海上行候、義統連々信長公申談候之条、此節手合無余儀候間、愚^(大友宗麟)、老差替義統事者今日相來候、警固船等申付、向^(周防・長門)、地令発向候者、豊筑之覚不可過之候哉、殊來秋行御候之条、義統急度可為発足候之間、弥其表堅固之才覚肝要候」と記されている。^②

さて、天正十三年二月、義昭の上使柳沢元政と毛利氏の使僧五戒坊が島津氏の本拠鹿兒島に到着した。^②『上井』の同月廿日条に「彼趣者、上使御案内者又者龍造寺^(政家)と御和合目出由共也」とあることから、龍造寺氏の降伏後、すなわち天正十二年九月以降、上使一行は中国を発つたとみられる。

義昭は島津氏の当主義久に、京都帰還のおりは援助するよう命じた上で、大友攻めを要請している。^②史料1はそのことを示すものである。

史料 1^③

「天正十三年、為 上使柳澤殿(元寇)下向之刻、自柳澤殿進之書状写・御返札案有之」

今度豊州御対治之儀被仰下之処、

内々御分別之由尤可為御祝着候、

雖然御請之段者、重而可有言上之由存其旨候、何時茂御申左汰

次策、彼国之儀者不及申ニ、

九州可為太守由、公方様御判相調候、可被致進覽候、少茂不可有相違候之歟、

弥有御入魂、

彼所早々被任御存分御催候者、從芸州も兵船其外隨分馳走可被申候也、任上意候へハ、天道武運御加護可為長久と珍

重存候、

此之由義久(島津)可然様御披露所仰候、恐々、

柳沢が義久の家臣へ宛てたとみられる書状の写である。差出・宛所は欠けている。本史料の右側の記載、こと傍線部アの「上使柳沢殿」から、天正十三年春頃の発給文書と判断できよう。なお、柳沢は義昭・輝元の双方に属する人物である。毛利元就・輝元が柳沢に周防白松庄や同国小郡で所領を与えたことや、毛利氏の使僧五戒坊と柳沢が同道していること、あるいは、史料1の傍線部ウが示すように、柳沢が島津・毛利両氏の連携に関して言及した事実から、毛利氏は、大友氏牽制のため、柳沢派遣に協力したのではなからうか。

傍線部イから、義昭が義久に大友攻めを命じ、九州の「太守」に任じると約束したことが知られよう。またこの申し入れに義久は、時期こそ明示しなかったものの、大友攻めの意向を明らかにしたことも判明する。こうした事実を踏まえるなら、室町將軍と結んで大名が対立する構図、この場合は毛利・大友両氏の対立だが、そこに島津氏が巻き込まれる可能性が存在したことが読み取れよう。^④ 単なる領土紛争ではないことが知られる。

毛利・大友両氏の対立について言を重ねる。

天正十三年六月、秀吉が四国の長宗我部氏攻撃に踏み切った。小早川隆景・吉川元長率いる毛利勢も秀吉と呼応する形で伊予へ出兵し、同年八月には長宗我部元親を降伏させている。同月、隆景に伊予が与えられたが、これは同国が毛利勢力圏に組み込まれたことを示す。この年の八月二十六日付で出された秀吉直書に「伊予国事、諸城請取、秀吉(羽柴)不羣相尋、

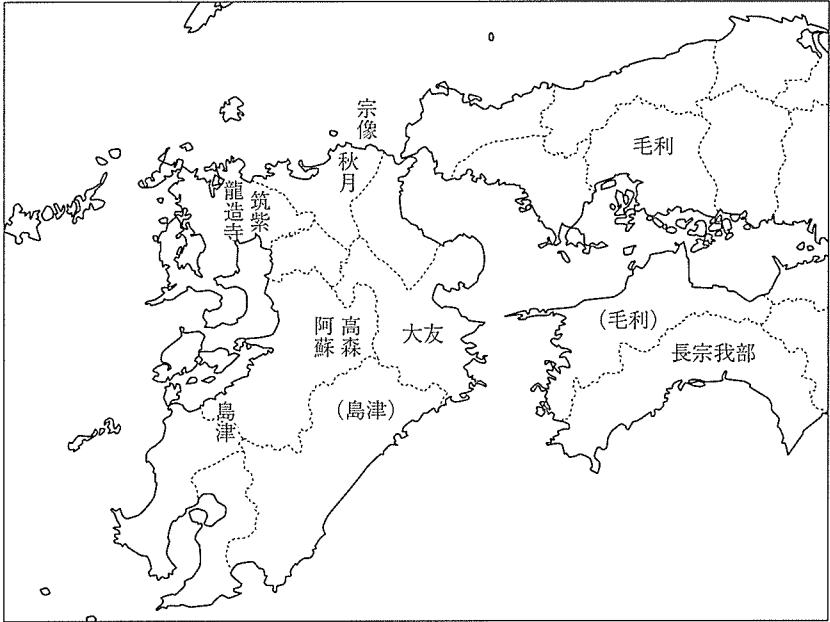


図 天正13年の西国の諸勢力

毛利方へ相渡、明隙可帰陣候」と記された点、すなわち伊予の諸城を「毛利方」へ渡すよう命じた点、あるいは隆景が毛利一門である点から、それは明白であろう。

かくして、四国西部に毛利勢力圏が設定されたが、このことは、その直後に起こった島津勢力圏の拡大と並んで、大友包囲網の拡大を招いている（地図参照）。天正十三年秋の大友氏は、島津・秋月・毛利三氏らに脅かされ、孤立を深めていたのである。

(四) 秀吉と西国大名

停戦命令発令前夜の秀吉と毛利・大友・島津三氏の関係を見る。

岩澤愿彦に拠れば、天正十三年九月以前から、秀吉は大陸征服の意志を明らかにしている^⑦。言うまでもなく、これは九州制圧とその前線基地化を前提とするものである。ゆえに、天正十三年十月一日の秀吉にとり、毛利・大友・島津各氏への対処は重要な政治課題の一つだったとみてよからう。

秀吉と毛利氏の間係をみる。天正十二年十二月、信長

の五男で秀吉の養子でもある羽柴秀勝と輝元の養女が婚礼を挙げ、翌十三年の和泉・紀伊侵攻や四国侵攻では毛利勢が出動した。また羽柴・毛利両氏の領土紛争にも決着がついて、毛利領国の東境が確定し、輝元の使僧安国寺惠瓊が秀吉の使者を務めている(後述)。さらに備後在国の將軍義昭に対し、秀吉は幾度か京都帰還を申し入れていた。

このようにみるなら、天正十三年十月一日段階の羽柴・毛利関係は良好だったと考えられる。関門海峡近くの門司城などを毛利勢が押さえていた事実と考えあわせるなら、秀吉の九州進出に際し、毛利氏はその尖兵となり得る可能性を秘めていたと判断できよう。

つづいて秀吉と大友氏の関係をみる。既に述べたが、天正十三年春頃、安国寺が秀吉の使者として九州へ赴いた。この

年の三月十五日付で島津義久へ出された安国寺の書状の写には「然者近年羽(羽柴秀吉) 筑(毛利氏)・芸(毛利氏)・州(毛利氏)和陸之儀相調、上下仕候故、筑(羽柴秀吉)州被相雇候之条、到豊州為使令下向候、就其対貴家御鷹為所望以一札被申入候、尤雖可致持参候、遠境候条、到休庵(大友宗麟)

飛脚申請、令進覽候、羽筑書状楚末之様候、当時被任公家候条、如斯候歟、被成御分別御報可為欣悦候」と記されている。^⑩ 秀吉へ鷹を進上するよう島津氏へ伝えることが安国寺の任務の一つであり、そのため、大友氏のもとへ赴いたおり、宗麟へ飛脚を申請したことが知られよう。なお、この時、安国寺と秀吉の家臣宮木宗賦は、大友氏が秀吉へ進上した「仁田」の肩衝と「にたり」の茄子を請取、大坂へ帰還している。^⑪

また天正十三年の八月頃、秀吉が菊田某を大友氏のもとへ派遣し、将来的には九州へ派兵すると約束して黄金を贈っている。^⑫

これらの出来事を踏まえると、天正十三年十月一日時点の羽柴・大友関係が悪化していたとは考えられない。大友氏も毛利氏と同じく、秀吉の九州進出時には、その尖兵となり得る可能性を有していたのではないかとすれば、大友氏が敵対勢力に滅ばされることは、天正十三年十月一日の秀吉にとっては得策ではないと推測されよう。だが一方で、九州へ軍勢を派遣して大友氏を救援するのも、現実的には困難だったと考えられる。何故なら、この段階は長宗我部降伏の直後で、

かつ大友氏が瀬戸内を押しさえる毛利氏と対立していた時期だからである。^⑧

最後に秀吉と島津氏の関係をみる。結論を先に言えば、両者の関係が良好だったと判断できるような出来事は見当たらない。例えば秀吉は義久に鷹進上を要求したが(前述)、義久がそれに応じた形跡は確認できない。また、さきに述べた天正十三年八月頃の秀吉の九州派兵表明だが、これは島津攻めを意味するのではなからうか。羽柴・島津両氏は表面上対立してはいないが、この頃、秀吉勢による島津攻めの風聞が流れていた事実、秀吉に近い大友氏と島津氏の関係が悪化していた事実から、そのように推測されるのである。しかし島津攻めを実施するとしても、九州派兵は困難な状況である。それゆえ天正十三年十月一日、島津攻めが選択肢として浮上していた可能性は否定できないが、それは秀吉にとり、決して得策ではなかったと推測されよう。

取りあえずここでは、停戦命令発令前夜の秀吉にとり、九州派兵が難事業だったことを確認しておく。

- ① 以上の説明は、木村忠夫「秋月種実」(『国史大辞典』第1巻 一九七九年)八八頁や、渡辺世祐監修『毛利輝元卿伝』(マツノ書店 一九八二年)一四七頁・一四八頁・三三八頁・三三九頁、山本浩樹『戦争の日本史12 西国の戦国合戦』(吉川弘文館 二〇〇七年)一九六頁・二〇二頁・二四二頁・二六二頁に依拠している。以降、『毛利輝元卿伝』は『輝元』と略称する。
- ② 『大日本古記録 上井寛兼日記』天正十二年二月二日条・同年三月廿五日条、一五八四(天正十二)年八月三十一日付ルイス・フロイス書簡(『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第6巻、二五七頁―二七六頁)。以降、『大日本古記録 上井寛兼日記』は『上井』、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』は『イエズス会』と略称する。
- ③ 『上井』天正十二年九月廿一日条、一五八五(天正十三)年ルイス・フロイス書簡追信(『イエズス会』第三期第7巻、七六頁)。
- ④ 『上井』天正十二年八月廿七日条・同年九月一日条・同月廿四日条。
- ⑤ 註③前掲史料。
- ⑥ 『上井』天正十二年九月廿七日条。
- ⑦ 『上井』天正十二年十月十五日条。
- ⑧ 註⑥前掲史料。
- ⑨ 『上井』天正十二年十月十七日条。
- ⑩ 註⑦前掲史料。
- ⑪ 註⑨前掲史料。
- ⑫ 『上井』天正十二年十一月十四日条。
- ⑬ 『上井』天正十二年十月十九日条・同月廿日条。
- ⑭ 『上井』天正十二年十二月四日条。
- ⑮ 『上井』天正十二年十二月七日条。
- ⑯ 註⑮前掲史料。なお、天正十二年八月、阿蘇氏の当主権種が死去し、子息惟光が同家を継承した(『上井寛兼年譜』(『上井』下巻)二三二頁)。

- ①⑦ 「上井」 天正十三年七月十三日条。
- ①⑧ 「上井」 天正十三年八月八日条・同月十日条。
- ①⑨ 「上井」 天正十三年八月十二日条。
- ②① 「上井」 天正十三年閏八月十日条—同月十九日条。
- ②② 「上井」 天正十三年九月六日条、同月十三日条、同月十六日条、十月一日条など。
- ②③ 「史料纂集 五家家文書」文書番号三二〇。
- ②④ 「島津」文書番号一四三四。
- ②⑤ 「上井」 天正十三年十月七日条。
- ②⑥ 以上の説明は、註①前掲『輝元』七六頁—一四七頁、註①山本前掲著書一四〇頁—一五二頁・一六五頁—一九六頁・二〇四頁—三三〇頁に依拠している。
- なお、朝尾直弘は、天正期の室町將軍は、大名にとり、まだ十分な利用価値が残されていたと指摘している（『大系日本の歴史』⑧ 天下統一統』（小学館ライブラリー 一九九三年、初出一九八八年）一九六頁。かかる指摘を踏まえるなら、毛利氏による義昭利用という側面があった可能性は排除できない。
- ②⑦ 天正七年十一月廿七日織田信長朱印状（『大友文書』増訂織田信長文書の研究』文書番号八四七）。
- ②⑧ 「問注所文書」文書番号三三（『西国武士団関係史料集』三三）。
- ②⑨ 「上井」 天正十三年二月九日条・同月十二日条。
- ③① 「上井」 天正十三年二月廿日条。
- ③② （天正十二年）九月四日足利義昭御内書は「掃浴之儀、従上口言上趣、委細相合柳澤新右衛門尉、重而指越之候、此節一廉馳走可頼入」と記す（『島津』文書番号一〇一）。
- ③③ 『鹿児島県史料 旧記雑録後編二』史料番号三三。以降、『鹿児島県史料 旧記雑録後編二』は『旧記二』と略称する。
- ③④ この点については、十河清晃が既に指摘している（『中近世移行期毛利氏における家臣団編制』（第四十八回日本史関係卒業論文発表会要旨 『地方史研究』三二七—二〇〇七年）五六頁）。
- ③⑤ 永祿十二年九月廿三日毛利輝元・同元就判物写（『萩藩閩閩録』巻二十一、柳澤報負所収文書）、以降、『萩藩閩閩録』は『閩閩録』と称す。
- ③⑥ 島津氏が巻き込まれるというのは、あくまでも可能性である。
- なお、伊集守道「島津氏の領国拡大と義昭の関係」（『戦国南九州若手研究者の会主催「戦国南九州の政治と交流」報告会レジュメ 二〇〇九年）は、島津氏がその勢力を拡大するに際して、義昭を利用した点を指摘している。義昭と島津氏の関係を考察する上で示唆を得た。
- ③⑦ 註①前掲『輝元』三三三頁—三三八頁、註①山本前掲著書三三〇頁—三四二頁。
- ③⑧ 「三村文書」（『大日本史料』第十一編之十八、二七〇頁）。なお、この文書は宛名書が欠けている。以降、『大日本史料』は『大日』と略称する。
- ③⑨ 岩澤愿彦「秀吉の唐入りに関する文書」（『日本歴史』一六三—一六二年）七三頁—七五頁。
- ③⑩ 註①前掲『輝元』三三四頁—三三八頁。
- ③⑪ 奥野高広「足利義昭」（『吉川弘文館 一九六〇年』二六九頁—二七八頁）。
- ③⑫ 「旧記二」史料番号一五。
- ③⑬ 「貝塚御座所日記」天正十三年五月某日条（『寺内町研究』三三）。以降、「貝塚御座所日記」は「貝塚」と略称する。
- ③⑭ 「上井」 天正十三年八月十日条。
- ③⑮ 天正十三年の十二月七日付で義統へ出された秀吉直書の写には「此上者義統・輝元間柄儀入定有之様、宮木右兵衛入道・安国寺西堂頼而

可差遣候条、少々之出入被相止、入眼有之上ニおいてとある（大友家文書録）『大目』第十一編之二十四、二七頁）。天正十三年冬に至る

④④ まで、毛利・大友両氏が対立していた事実が読み取れよう。『上井』天正十三年八月廿日条。

第二章 九州停戦命令発令後の政治過程

本章では、天正十三年十月二日から同十四年七月までの政治過程を検討する。なお、この時期は、九州停戦命令発令から対島津戦突入までの時期である。

（一） 秀吉の停戦命令

まずは二つの文書を掲げよう。日付は双方とも十月二日である。

史料 2 ①

就 勅定染筆候、仍ア関東不残奥州果迄被任 倫命、天下静謐処、九州事于今鉾桶儀不可然候条、国郡境目相論互存分之儀被聞召届、
迥而可被 仰出候、先敵味方共双方可相止与、箭旨觀慮候、可被得其意儀尤候、自然不被專此旨候者、急度可被成御成敗候之間、此
返答各為二者一大事之儀候、有分別可有言上候也、

史料 3 ②

又大友（大友）島津（島津）
豊州と貴国御鉾桶之儀に付而、羽柴秀吉（羽柴秀吉）関白殿御内証之趣、承及通以教条令申候、

（中略）

九州之儀、于今互御遺恨不相止、近々御争論之趣其間候、然ハ先被抛万事、被応綸命、和融姿可然候、其時国々境目依理非可有
裁判由、面々以御書被仰下候、若ウ於無御承諾ハ、急度可被及行御内存候、雖勿論候、御分別此節二候賦、先年太、島津義久（島津義久）守可被通様被
仰越候間、先内証以書状令申候、依御返事猶段々可申承候也、以上、

史料2は秀吉が島津義久へ出した直書である。傍線部ア・イから、九州における戦闘停止を命じていること、すなわち「九州停戦命令」とも言うべき内容を持つこと、停戦に応じない場合は秀吉が「成敗」を行うと述べたことが知られよう。

史料3は、秀吉に仕える長岡（細川）幽斎と千宗易（利休）が義久の重臣伊集院忠棟へ宛てたものであり、傍線部アをみると、豊臣政権が島津・大友両氏の関係を戦争状態とみなしたことが知られる。また史料3の傍線部イと史料2の傍線部ア、史料3の傍線部ウと史料2の傍線部イは、ほぼ同内容とみてよいことも知られる。

このように、島津氏への停戦勧告は二通の文書を介して行われていた。なお、大友氏へも、史料2とほぼ同文の文書が出され、停戦が命じられている^③。

つぎの史料は、毛利輝元が島津義久へ出した書状の写である。全文を掲げよう。

史料4^④

急冬企飛脚候之處、委細蒙仰之通、得其意候、仍就天下静謐、小早川・吉川事、到大坂不図差上之、改下向候、然者九州之儀、諸家有事、京都被逐馳走候之儀、可致助言之由候、心連坊被指上之由候、関白殿御下知之趣、相副一人可申談候、猶期後音候、恐々謹言、

正月廿五日 右馬頭輝元（花押影）

謹上 嶋津殿

薩摩藩が編纂した「旧記雜録」の「附録」、すなわち島津側の史料として伝来した文書である。史料4の正文は義久のもとへ届いたと判断してよいのではないか。

発給年代であるが、以下の根拠、すなわち、①傍線部アの「小早川・吉川事、到大坂不図差上之」が、天正十三年十二月下旬、小早川隆景・吉川元長が大坂城へ登城した事実と対応すること、②傍線部アの「仍就天下静謐」や「然者九州之

儀、諸家有無事」が、天正十三年冬に出された九州停戦命令と同じ内容を有していること、③「^五心蓮坊被指上之由候条」が、天正十四年春以降、島津氏が毛利氏のもとへ使僧真蓮坊を派遣した事実と対応することから、①や③に近い時期で、かつ九州停戦命令の発令とも近い時期と判断せねばならない。それゆえ、天正十四年発給の文書とみたほうがよからう。天正十三年以前、同十五年以降はあり得ないと考える。

上記の点を踏まえて、史料4の傍線部Aを今一度読みなおす。停戦命令は、島津氏・大友氏のほか、毛利氏へも発せられたことが判明する。また命令を受け取った毛利側がその回答を秀吉へ伝えるべく、隆景・元長を大坂へ派遣したことも判明する。毛利勢が北九州の門司城などを占拠していた事実を踏まえるなら、輝元に対し、島津・大友両氏と同内容の命令が出されたとしても不思議ではなからう。

これらの点を前提に、九州停戦命令の性格を述べるなら、この命令は「和戦」双方を視野に入れた策と推測される。具體的に言うなら、狙いの一つは、西国大名の停戦・和平を実現させて大友氏の危機を救い、さらには九州進出の足がかりを確保するというものである。いま一つの狙いは、停戦が実現しない場合、そのことを理由として「成敗」の名分、すなわち西国派兵の名分を獲得するという狙いである。島津氏・大友氏・毛利氏ら西国大名が停戦に応じようが応じまいが、九州進出の名分を確保するための策が、九州停戦命令と推測されるのである。これまで論じた点を踏まえると、そうした考え方が浮上しよう。では、秀吉は何故こうした命令を出したのであろうか。それは、さきに述べた大友滅亡は得策ではないが、島津攻めも得策ではないという天正十三年十月一日の状況によるものと考ええる。秀吉は、「和戦」双方を視野に入れた九州停戦命令を発することで、かかる状況を変えようとしたのではないか。

このように考えると、「はじめに」で紹介した藤田説の①、すなわち島津攻めが既定方針であったとの主張をそのまま受け容れることはできない。既に述べた如く、島津氏攻撃が選択肢として浮上していた可能性は否定できないとしても、停戦命令発令前夜の状況、こと九州派兵が難事業だったという状況を考慮に入れるなら、発令以前の段階において、対島

津戦開始が九州政策の絶対的方針だったとは考えにくいのである。対島津戦回避という選択肢も存在したのではないか。

前掲史料2に立ち戻り、傍線部アの「叡慮」に注目する。これは当時の天皇、正親町天皇の意志を示す語である。史料2を一読すると、秀吉が天皇の意志を根拠に停戦を命じたことは明らかであろう。

「叡慮」が九州停戦命令のなかに明記されたのは、毛利氏が義昭と結び大友氏と対立した当時の状況と深く関わりと考える。すなわち秀吉は、形式上は室町將軍よりも上位に位置する天皇の意志を前面に立てながら、義昭の命じる大友討伐を拒む名分を毛利氏へ与えようと図ったのではないか。天正十三年十月当時、室町將軍の意志と連結した大名間対立は西国のみ現象だが、だからと言って、毛利・大友両氏の対立に義昭が関わっていたことを軽視してはならないと考える。

(二) 毛利氏の停戦勧告

停戦命令発令後の過程をみる。既に述べた如く、天正十三年十二月下旬、隆景・元長が大坂城へ登城し秀吉と対面した。前掲史料4、すなわち義久宛て輝元書状写の傍線部アは、この出来事を伝えた箇所である。

それに拠ると、秀吉は毛利氏にある要請を行い、毛利氏はこれに応じる形で、天正十四年正月下旬頃に義久らへ「助言」を行った。ある要請とは、九州諸領主間の「無事」、すなわち戦闘停止に関し「助言」せよというものである。「然者九州之儀、諸家有無事、京都被遂馳走候之様、可致助言之由候」からは、そうした事実が読み取れよう。九州諸領主に対し再度停戦が促されようとしていたのである。^⑦

前掲史料4に関して言を重ねよう。毛利氏が秀吉からの要請に応え、九州の戦闘停止の件で「助言」を行った事実、あるいは、後に大友氏と和睦する事実を踏まえるなら、輝元は秀吉の命令に従い、大友氏との停戦に着手したのではなからうか。九州停戦命令をうけた毛利氏は、これまでの政策を転換し、義昭から命じられた大友攻めを拒んだのであった。なお、この頃、秀吉と土佐の長宗我部元親との関係は、安定化の方向へ向かっていたと考えられる。天正十三年十月上旬頃、

長宗我部が上洛し、秀吉のもとへ出仕した事実を重視するなら、^⑧かかる見方が生じよう。九州派兵を困難なものとする条件の一つが解消されようとしていた。

こうした情勢のなか、秀吉が毛利氏へ、九州諸領主に対し「助言」を行うよう依頼したのは何故であろうか。

天正十三年十一月二十九日、中部日本以西は大地震に見舞われている。この時、山城・摂津・河内・和泉・近江などの秀吉勢力圏が大きな被害を受け、十二月に入っても余震が起っていた。またこれに先立つ十一月十三日、東海の徳川家康の重臣石川数正が秀吉のもとへ出奔し、家康が対秀吉戦開始に向けて準備を調えるなど、羽柴・徳川関係が険悪なものとなつている。^⑨すなわち九州停戦命令が出された後の秀吉勢力圏は、災害で痛手を負い、また東の徳川氏の脅威に脅かされていた。こうした情勢のもとでは、九州派兵よりも九州停戦を実現させたほうが得策であろう。ゆえに、秀吉は毛利氏へ「助言」を依頼したのではないだろうか。九州諸領主に対し二度も停戦が促された事実から推しても、当該期の九州政策は「和戦」の「和」、言い換えるなら、停戦実現のほうに比重を傾けていたと考えられよう。鳥津攻めがこの時期の絶対的方針とは考えにくいのである。

さて、既に述べた如く、輝元は義久へ書状を出し、秀吉の意向に添う形で「助言」を行っている。また天正十四年の二月下旬、隆景も龍造寺政家へ書状を出し停戦を勧告していた。二月二十三日付で政家へ出された隆景書状の写に「仍九州之儀、先状如申候、静謐之儀京都御下知候条、可被成其御心得候」とあることから、それは明らかであろう。^⑩加えて、ここからは、書状の日付の二月二十三日よりも前の段階で、政家死ての隆景書状が発給された事実と、その書状を介して停戦が勧告された事実が浮上する。すなわち隆景は政家に対し、二度にわたり停戦勧告を行っていた。

言を加えると、前掲二月二十三日付の隆景書状には「然者御質之事、以之外被差急義候之条、可鷗継夜於日差下申候、成富十右衛門尉方之事者御断申候而、到大坂上セ申候」とも記されている。龍造寺氏の家臣成富十右衛門尉が大坂へ向かっていたのである。鳥津氏傘下の龍造寺氏が秀吉へ近づこうとしていたことは明らかであろう。

(三) 国分案の提示

島津氏の動向をみる。天正十四年正月二十二日、島津氏は大友攻めの戦略を立て、義久が日向から、忠平が肥後から豊後を攻撃すると定めている。^⑩そして翌二十三日、秀吉の停戦命令に対し、つぎの書状案を作成した。

史料 5

抑依令天下(大友氏・島津氏)一統辭論、從闕白殿九州之餘捕可停止之段、殊更、綸言相加候歟、則屬、勅命候、隨而先年以信長公才覚(織田)、大御所様被仰刷(豊・薩和平之姿罷成候已來、聊無隔心之処、從豊者度々愀麥雖有之、守右一諾之筋、于今○干戈之催候、然処頃到向肥之国境、数ヶ所被致破郭候、如此弥於被執懸者、自今已後之儀等難測候、必畢可及相応之防戦候哉、少も不可為当邦之改易候、以此旨被成御用捨、宜預御披露候、恐々謹言、

『上井』の天正十四年正月廿三日条に引用された長岡幽齋宛ての義久書状案である。日付は正月十一日。傍線部アと前掲史料2の内容が対応することから、秀吉の停戦命令に対する義久の返書案と判断できよう。なお、この書状の正文を持参し上方へ赴いたのが、島津氏家臣鎌田政広である。^⑪

傍線部イ・ウをみると、島津氏のほうから大友氏を攻撃したことはない主張し、大友氏の態度如何によつては、「相応之防戦」を行うことを示唆している。この点に関し藤田達生は、秀吉の要求を島津氏が呑んだわけではないとの見方をとる。^⑫対大友戦の戦略決定直後に作成されている以上、藤田の見解は正しい。

さて、後述するように、秀吉と鎌田の会見は大坂城内で行われ、鎌田は五月二十二日までに国許へ帰還している。薩摩から畿内までの距離を考慮すると、会見は天正十四年三月ないしは四月に行われたと推測されよう。^⑬

上記の点を前提に、秀吉の居所を一覧化した表をみる。会見の日の候補となるのは、秀吉が大坂に居た三月一日・二日と、同月六日頃から同月十六日までの間、四月二日から同月十二日までの間、四月二十二日以降である。なお、結論を

言えば、三月二日以前に会見が行われた可能性は極めて低い。

史料 6^⑩

鎌田政広
鎌田 刑越着候、即参会申候、三献参会候、(中略)さて京物語にて候、細川兵部大輔殿御取成之由候、先京着候へ共、於大坂見

参之由也、秀吉先羽柴殿見参候て、吾ハ座を被立、其後会尺之由候、湯濱振舞也、座躰、主居中国之安国寺、惠徳次堀急太郎(当時ハ羽柴

名乗候)、次左々内蔵助、次小早川、客居細川兵部入道玄旨、次鎌田之由物語候、已上逗留中、四度羽柴殿へ見参之由也、(中略)

御返事者、面談にて被仰候由也、其趣、過半九州嶋津殿進退之由聞得候間、肥後半国・筑前半国・豊前半国・筑後、是を大友殿へ被去渡候へ、

又肥前一国を毛利殿へ、筑前八京都より知行可有候、其余此方より御捨護候て平均可目出之由也、此返事、○七月より内ニ、鎌田

罷登被申候へ、無其儀候ハ、七月、必此方へ出馬候する由也、

『上井』の天正十四年五月廿二日条である。傍線部ア・イから、①この日まで鎌田が帰国していたこと、②鎌田と秀吉の会見の際、長岡がこれを取りなしたこと、③鎌田は最初入京した後、大坂城へ赴き、同城で秀吉に謁見したことが知られよう。

入京後の鎌田の動向に関わる史料が、公家で吉田社神主吉田兼和(後の兼見)の日記「兼見卿記」(以降「兼見」と略称)のなかにも存在する。^⑪

まず「兼見」天正十四年三月七日条、そこには「幽斎旅宿ニ罷向、薩州衆請対、徳丁寧之振舞也」とある。鳥津氏が鎌田の上方派遣を決めてから約一ヶ月半後の記事であることや、「薩州衆」の語から推して、三月七日、長岡は鎌田ら薩摩の者達を京都の旅宿に請待し、振舞を行ったと判断したほうがよい。すなわち鎌田の入京は三月七日以前の出来事と判断できるのである。京都・薩摩間の距離を考慮するなら、このように推測してもよからう。

「兼見」天正十四年三月九日条には「幽斎大坂へ下向云々」と記されている。この日、長岡が大坂へ下向した事実を示すものであろう。三月六日頃から同月十六日までの間、秀吉が大坂に居た事実や(表を参照)、史料6の傍線部ウが示すよ

表 天正14年3月・4月における羽柴秀吉の居所一覧表

時期	居所	典拠
3月1日・2日	大坂	「貝塚御座所日記」天正14.3.2条
3月4日～6日	京都	「兼見卿記」天正14.3.4条
3月6日頃～16日	大坂	「兼見卿記」天正14.3.6条／「貝塚御座所日記」天正14年3月某日条
3月26日～29日	京都	「兼見卿記」天正14.3.26条 3.29条
3月29日・30日	丹波亀山	「兼見卿記」天正14.3.29条 3.30条
3月30日・4月1日	京都	「兼見卿記」天正14.4.1条
4月2日～12日	大坂	「言経卿記」天正14.4.2条 4.12条
4月13日	山城淀	「兼見卿記」天正14.4.13条
4月13日～22日頃	京都	「兼見卿記」天正14.4.13条 4.20条 5.10条／『愛知県史資料編 織豊2』資料番号1091
4月22日頃～	大坂	「兼見卿記」天正14.5.10条／『愛知県史資料編 織豊2』資料番号1091

○本データの作成に際しては、藤井讓治氏のご教示を得た。

うに、取りなしを務める長岡が秀吉と鎌田の会見に同席した事実と考えあわせるなら、鎌田の大坂登城は三月二日以前ではなく、同月九日以降と推測したほうがよいだろう。なお、藤木久志は、秀吉と鎌田の会見を三月中旬頃と指摘している^⑧。妥当な判断である可能性が高い。

史料6の傍線部工をみる。これは秀吉が鎌田へ提示した国分案である。端的に言えば、島津勢力圏の削減案と言えよう。注目されるのは、島津・大友関係悪化の引きがねとなった筑後を大友勢力圏としたことである。係争国を敵方へ返還するこの案は、島津氏にとり受諾し難い案だったと推測されよう。また六月晦日までに秀吉へ回答することや、それがなされない場合は、島津攻めを実施すると通告したことも目をひく。傍線部工は、その内容からみて、島津挑発策という性格を持っていたのかもしれない。

史料7^⑨

この席において、^(羽柴秀吉)白は大いに心をこめて決意を述べ、^ア下の九カ^(大友氏)国を豊^(島津氏)後・薩^(毛利氏)摩・山^(諸国主)の間に分配するつもりだが、従来領有していたよりも、いずれもいくぶん削減されるであろう、^イそしてもし予に服さぬ者があればただちに予は出兵して滅

亡せしめるであろうと言った。(中略)そしてその後関白は、下の諸国を分配する際には(高山)(小西隆佐)「右近と立佐」「彼らはその場に居合わせた」に肥前の国を与えよう」と皮肉つて言った。

宣教師ルイス・フロイスの著書「日本史」の一五八六(天正十四)年五月四日の記事である。旧暦の三月十六日、秀吉が宣教師たちと会見した際の様子を伝えている。

傍線部アをみる限り、「下の九カ国」、すなわち九州の国分の対象となる西国大名は、島津・大友・毛利三氏のみである。秋月氏・龍造寺氏・阿蘇氏らは登場しない。これは前掲史料6の傍線部エの記述とも符合しよう。ここでも上記三氏の存在は確認できるが、それ以外の西国大名は確認できないのである。取りあえずここでは、国分の当事者となる西国大名は、島津氏・大友氏・毛利氏に限られていた可能性を指摘しておく。

大友氏の動きをみる。天正十四年四月五日、大友宗麟が大坂城へ出仕し、国分案の提示を受けている。^{②①}その内容は不明だが、敢えて言うなら、島津氏へ示された案と大友氏へ示された案は異なっていた可能性がある。史料7の傍線部イをみると、肥前を高山右近と小西隆佐の兩人へ与えるところがあるが、前掲史料6の傍線部エをみると、同国は毛利領国とされている。この点をどう理解するかは難しく、様々な考え方が浮上しようが、ここでは、提示された国分案の内容が同一とは限らない可能性を想定しておきたい。

ところで、秀吉・宗麟会見の直後の四月十日付で、秀吉は毛利輝元へ朱印覚書を発給している。

史料8^{②①}

覚

一分国置目此節可申付事

一簡要城堅固申付、其外下城事

一海陸役所停止事

一人数揃事

一蔵納申付、九州弓箭覚悟事

一豊前・肥前人質可取堅事

一門司・麻生・宗像・山鹿城々へ人数・兵糧可差籠事

一至九州通道可作之事

一一日路々々 御座所城構事

一赤間関御蔵可立事

一筑前検使、安国寺・黒田官兵衛被仰付事
（忠茂）
（孝尚）

一高麗 御渡海事

一大友与深重可申談事

一大仏殿材木事

已上、

十四箇条で構成され、十三箇条目では大友氏との提携を促している。毛利氏が秀吉の停戦命令に従ったことを前提とするなら、この条項は、毛利・大友両氏の和睦交渉が緒につきつつあったことを示すものであろう。また四月上旬頃の秀吉が、両氏の関係をなお不安定とみていたことも示すと考えられる。宗麟への国分案提示直後、かかる指示を出したことは、そうした見方を補強するものではなからうか。

一読すれば明らかだが、史料⑧は毛利領国への内政干渉とも言うべき内容である。島津・大友両氏の停戦に関する条項は確認できない。このなかで目立つのは、九州派兵に関する具体的指示、例えば四箇条目から七箇条目までの条項である。さきに述べた島津挑発策とも言うべき国分案の提示と、かかる九州への派兵指示は、「和戦」の「戦」の比重を高めるも

のではないだろうか。天正十四年三月以降の秀吉は、島津氏に国分案および停戦命令受け入れを拒否させ、島津攻めの実施を目論んだと推測されよう。

では、秀吉は何故かかる姿勢をとったのであろうか。まずは島津攻めが兼ねてから選択肢の一つであったことが挙げられる。また天正十四年正月以降の九州情勢も重要な要因と考えられよう。すなわち前掲史料5が示す如く、島津氏は大友方への「防戦」を示唆し、同年二月上旬頃には、大友父子と通じていた肥後の高森氏を攻め滅ぼしている^②。戦闘停止の気配をみせていないのである。「戦」の比重を高めるのは、こうした情勢が背景ではなからうか。

しかし秀吉が直ちに戦端を開かず、回答期限を設けて開戦を先延ばしした点にも留意せねばならない。島津・大友両氏の対立継続という事態は停戦命令に抵触するものであり、九州派兵開始の契機となり得るものだからである。

秀吉がこうした方策を採ったのは、毛利・大友関係がなお不安定であったことや、東国情勢が不安定であったこと、例えば天正十四年正月下旬頃に秀吉と和睦した家康が、一ヶ月余り後の三月九日、関東の北条氏政・氏直父子と伊豆三島で会谈し、徳川・北条両氏の提携関係を秀吉に誇示せんとしたことが、要因ではなからうか。直ちに軍事行動を起こすことに不安を抱いていたと想定されよう。

(四) 対島津戦の開始

つぎに掲げるのは秀吉の朱印覚書である。全文を掲げよう。

史料9^②

覚

一備中残分

一 伯耆残分

一 備後

一 伊予

合三ヶ国

右之分、（毛利輝元）右馬頭於相上者、

一 豊前

一 筑前

一 筑後

一 肥後

合四ヶ国

右相渡之、九州取次可相任事、

六月廿五日（羽柴秀吉朱印）

宛名書はないが、備中・伯耆・備後・伊予がいずれも毛利勢力圏に含まれる国々であることや、この文書が「毛利家文書」として伝来した事実から、輝元宛ての覚書と判断できよう。発給年代であるが、現段階では見解が定まっていない。天正十四年発給と断じる見方や、同十五年発給と断じる見方、あるいは天正十五年発給の可能性を提示する見方がある。^{②③} まずは内容を確認しよう。秀吉は輝元に対して、計三方国、すなわち備中・伯耆両国の一部と備後・伊予両国を引き渡せば、豊前・筑前・筑後・肥後の九州四方国を与え、「九州取次」を任せると伝えている。輝元の意向次第では、分国が一つ増える案と言つてよい。

つぎに、何年の六月二十五日付で出されたかを確定する。天正十三年八月から同十五年までの間、伊予が毛利勢力圏で

あつた事実を前提に、史料9をみると、秀吉が同国の引き渡しに言及した点が目をはやく。伊予が毛利勢力圏に含まれることを前提とした要求である。とすれば、発給年代は天正十四年か同十五年に限定されよう。

天正十五年五月下旬頃、すなわち九州制圧直後、秀吉は越中半国の国主佐々成政に肥後支配を委ねると定め、同時期、肥後の相良長毎を与力として佐々に附属させた。言い換えるなら、この年の六月下旬、同国は佐々が支配していたのである。それゆえ、史料9が天正十五年の発給とは考えられない。天正十四年の発給と判断したほうがよからう。なお、天正十四年六月段階では、備中・伯耆両国の一部と備後・伊予両国は、毛利勢力圏に組み込まれている。

以上の点を踏まえて、史料9を再度みると、秀吉が輝元に示したのは、島津氏が押さえる筑後・肥後と大友氏が勢力を有する豊前・筑前を、毛利氏の支配下に置いて、輝元を九カ国の「取次」とする案、言い換えるなら、島津・大友両氏の勢力削減と毛利氏の勢力拡大を約束し、同氏を介して九州進出を図ろうとする案だったことが判明しよう。また史料9は、島津氏へ提示された案、すなわち前掲史料6の傍線部エと内容が異なることも判明する。一例を挙げるなら、筑後は、島津氏へ提示された案では大友分国だが、毛利氏へ提示された案では毛利分国なのである。かかる点から推しても、秀吉が鎌田へ示した案は、島津挑発策と考えてよいのではないか。なお、「はじめに」で紹介した藤木説の⑤、すなわち国分を中世的な閑所地処分や紛争調停の規制に沿った裁定方式とする考え方は、以上述べた点から推して検討を要する。

その後の毛利氏の動向をみよう。秀吉が対島津戦の意志を示した七月十二日（後述）から二日後の十四日、毛利・島津両氏の交渉は未だ継続している。この年の七月十四日付で輝元は家臣大多和就重に書状を出し「薩摩江遣候日向入道露月茂未のほらす候、薩州・此方半之儀者未不澄候条、先以渡口之用心まで候、又さつまよりゆみや仕候をも不知候之条、先人数差出可置存候」と述べていた。天正十四年七月中旬の毛利氏は、島津氏の動向を警戒しながらも、同氏との交渉を保っていることは否定していない。

ところで、後に毛利氏は秀吉の命に従い九州へ出兵するが、この軍事行動に関して乗り気でなかったふしがある。天正

十五年の六月五日付で隆景が石見の吉見正頼へ出した書状の写には「今度不慮之御弓矢出来ニ付而 関白殿九州発向候、（羽柴秀吉）輝元其外存之外遠国被罷下、奉始三州各御辛勞候」と記されている。^⑩注目すべきは、九州出兵を指し、このように表現した事実であろう。かかる点を、七月十四日段階の毛利氏の態度と考えあわせらるなら、対島津戦を避けたいのが輝元・隆景の本音と推測される。彼らの意識と秀吉の意識との間にはズレがあったのではなからうか。言を加えると、毛利氏は何も島津寄りだったわけではない。大友氏との関係強化も行っていた。天正十四年六月二十八日以前のことである（後述）。島津・大友両氏の動きをみよう。三月下旬頃、肥前の筑紫広門が大友氏と結び島津氏に反旗を翻した。このため、大友攻めを目論んでいた島津義久は、六月二十六日、自ら軍勢を率いて北上し、筑紫攻めに取っかかっている。^⑪一方、大友氏は毛利氏との関係を強化した。そのことを示す史料を掲げよう。

史料10^⑫

先月廿八日之注進状、今月十日於京都令披見候、今度宗（大友義統）滴就上洛、帯条目申遣候処、其方・輝元合躰之由尤神妙之至候、然者（義久）島津事、無同心之由無是非思召候、此上者可被加征伐候、（中略）猶増田右衛門尉・安國寺可申候也、（長盛）（重現）

天正十四年の七月十二日付で秀吉が大友義統へ出した朱印直書の写である。

傍線部から、六月二十八日付で義統が秀吉のもとへ注進状を出し、七月十日には秀吉がそれに目を通したことが、注進状には大友・毛利両氏の「合躰」について記されていたことが知られる。また、これらの点から、両氏の「合躰」が六月二十八日以前であることも知られよう。言を加えると、「合躰」は両氏の関係強化を意味する語とみられるが、その具体的な内容に関しては不明と言わざるを得ない。^⑬

対島津戦開戦までの秀吉の動きをみる。回答期限の六月晦日を過ぎても、未だ対島津戦の開始を表明していない。例えば天正十四年の七月十日付で大友氏の重臣立花統虎（後の宗茂）へ出された秀吉直書には「依島津返事之趣成其意、様子重而可申下候」とある。^⑭島津氏の回答を受けて態度を決めると述べており、開戦を表明するには至っていない。史料10は、

年表 天正12年3月～同14年7月の政治過程

年	月日	出来事	
天正12年 (1584)	3月24日	龍造寺隆信と島津家久・有馬鎮賢が肥前島原で交戦、隆信が戦死を遂げる	
	8月	島津勢が肥後へ出兵、翌9月、同国北部の高瀬に島津忠平らが布陣。同じ頃、大友宗麟・義統父子の軍勢が筑後へ出陣し同国奪還を推進	
	9月27日	秋月種実の仲介で島津義久と龍造寺政家の和睦が調う。これを受け、島津・大友両氏の間で撤兵交渉が行われる	
	10月19日	島津勢が肥後高瀬から撤退	
	12月7日	大友勢が筑後に居座り続け、島津氏が大友氏への武力行使を視野に入れる。また島津氏は阿蘇惟光への武力行使も視野に入れている	
	12月	秀吉の養子羽柴秀勝と毛利輝元の養女が婚礼を挙げる	
天正13年 (1585)	1月頃	毛利領国の東境が確定し、秀吉・毛利輝元間の領土紛争に一応決着がつく	
	2月	將軍足利義昭の上使柳沢元政と毛利氏の使僧五戒坊が鹿兒島に到着する。義昭は島津義久に京都帰還を援助するよう命じる。また大友氏攻撃の命を下し、九州の「太守」に任じると約束。これに対し、義久は大友攻めの意向を表明するものの、その時期は明言せず	
	3月	秀吉の和泉・紀伊侵攻に毛利勢が参戦	
	3月頃	毛利氏の使僧安国寺惠瓊が秀吉に雇われ、使者として大友氏のもとへ下向する。なお、秀吉は安国寺を介し、島津氏に薦進上を要求する	
	6月	毛利一門の小早川隆景・吉川元長が、伊予の長宗我部元親方の軍勢を攻撃、これは秀吉勢の四国侵攻と連携する動き	
	8月	長宗我部氏が秀吉に降伏。結果、伊予が隆景へ与えられ毛利勢力圏が拡大、同時に大友包囲網も拡大する	
	8月頃	秀吉が大友氏に対し、将来的には九州へ派兵すると約束。同じ頃、秀吉勢による島津攻めの風聞が流れる	
	閏8月	島津忠平らが北上し、阿蘇氏を降伏に追い込む	
	9月	島津勢が筑後へ進軍、反島津方の領主を攻撃する。同月、大友勢は筑後から撤退	
	9月以前	秀吉が大陸侵攻を表明	
	10月上旬頃		秀吉が島津・大友両氏に停戦を命じる。同様の旨は毛利氏へも通達
			長宗我部が秀吉のもとへ出仕する
	11月13日	徳川家康の重臣石川数正が三河を出奔し、秀吉・家康間の対立が激化	
	11月29日	中部日本以西で大地震が発生。この後も余震が起こる	
12月13日頃	この段階でも、島津氏は「和睦之筋于今無変易候」と主張する		
12月下旬	隆景・元長らが大坂で秀吉と会見、毛利氏が大友氏との停戦を承諾する		
天正14年 (1586)	1月22日	島津氏が大友攻めの戦略を決定	
	1月23日	島津氏内部で秀吉の停戦命令に対する返書が作成、この後、家臣鎌田政広が秀吉のもとへ使者として派遣される	

1月25日頃	毛利輝元が島津義久に書状を出し、九州停戦に関し「助言」を行う
1月下旬頃	秀吉と徳川家康が和睦
2月上旬頃	大友宗麟・義統父子に通じていた高森氏が、島津氏に攻撃され敗北する
2月23日頃	小早川隆景が龍造寺政家へ停戦を勧告、政家の家臣が大坂へ赴く。なお、これ以前にも、隆景は政家に停戦を勧めていた
3月7日頃	島津氏の家臣鎌田政広が入京、同月9日以降、大坂へ赴き秀吉と会見、島津氏に対し国分案が提示される
3月9日	家康が北条氏政・氏直父子と伊豆三島で会談
3月下旬頃	肥前の筑紫広門が大友氏に通じ、島津氏に叛旗を翻す
4月5日	宗麟が大坂城で秀吉と会見、大友氏へも国分案が提示される
4月10日頃	秀吉が毛利氏に対し、九州派兵に関する具体的指示を出す
5月16日	秀吉の妹と家康が婚礼を挙げ、秀吉・家康が義兄弟となる
6月25日頃	秀吉が輝元に対し、国分案と九州「取次」就任案を提示
6月26日	島津氏は合戦の準備を進め、義久自ら軍勢を率い北上、標的は筑紫氏
6月28日以前	毛利・大友両氏の「合躰」が行われる
7月10日	秀吉、未だ対島津戦開始を表明せず、なお、この日、毛利・大友両氏の「合躰」の報を受ける
7月12日	秀吉が対島津戦の開戦を表明する

○本稿での記述、および第一章註①渡辺世祐監修『毛利輝元卿伝』や、第一章註⑨「上井覚兼年譜」を参考に作成している。

秀吉が島津攻めの意向を表明した文書でもあるが、その日付は七月十二日である。とすれば、彼が開戦の意志を公にするのは、この日と判断できよう。^⑭以降、天正十五年五月に島津氏が降伏するまでの十一ヶ月間、秀吉方と義久方の戦闘が行われることになる。

なお、島津攻めがこの日開始されたのは、九州情勢、すなわち六月下旬に島津勢が北上を開始したことや、龍造寺氏が秀吉に接近しようとしていたこと（前述）、五月十六日に秀吉の妹（朝日）が家康と婚礼を挙げ、羽柴・徳川関係が強化されて東国情勢が安定へ向かっていったこと、あるいは、既に述べた如く、毛利・大友両氏の「合躰」の報が七月十日にもたらされたことが要因ではなからうか。

最後に、これまで述べた点を踏まえて、「はじめに」で紹介した藤木説の①と④に関し、私見を述べておきたい。まずは藤木説の①、すなわち九州統一の基調を平和政策に求める見解は疑問と言わざるを得ない。九州停戦命令は、藤木の主張する惣無事令

には該当しないのである。つぎに藤木説の④、惣無事令は一揆や喧嘩の抑制も含む広汎な私戦禁止の平和令とする説だが、これも検討を要する見解であろう。何故なら、藤木が一揆や喧嘩の抑制として挙げる事例は、みな秀吉の九州制圧後の事例であり、また停戦命令が民衆へ通達された形跡も確認できないからである。少なくとも、民衆の動向は停戦命令の射程外と考えたほうがよいのではないか。

① はじめに註①前掲史料。

② 「松井氏所蔵文書」〔大日〕第十一編之二十一、一〇頁。

③ はじめに註②藤木前掲著書一八頁・一九頁。

④ 「鹿児島県史料 旧記雑録後編六・附録一」史料番号一〇四三。

⑤ 渡辺世祐・川上多助「小早川隆景」(マツノ書店 一九八〇年、初出一九三九年)一四七頁―一四九頁。

⑥ 「上井」天正十三年十月廿二日条・同十四年正月四日条・同年六月十六日条。

⑦ 秀吉が毛利氏にこうした要請を行ったのは、毛利氏と島津氏・秋月氏・龍造寺氏らが通交していた事情を踏まえたものと推測される(第一章註①前掲『輝元』一四六頁―一四八頁・三四〇頁)。

⑧ (天正十三年)十月四日長宗我部元親書状写には「昨夕令入津候、出頭致御心付尤得其意候、不可存油断候、万事御指南奉頼外無他候」とあり〔宗国史〕「大日」第十一編之二十二、八頁・九頁、十月三日、彼が堺へ入港した事実が知られよう。また「貝塚」天正十三年十月十五日条には「土州長宗我部宮内少輔、今度秀吉へ御礼罷上、^(元親・信親)父、子、今日帰国ニ付而」と記され〔寺内町研究〕四、同月十五日以前、秀吉に謁見した事実が判明する。

⑨ 新行紀一「五か国大名徳川氏」(新編岡崎市史 中世 新編岡崎市史編さん委員会 一九八九年)九七二頁―九七七頁。

⑩ 「直茂公譜考補」五乾(京都大学大学院文学研究科図書館架蔵写

本)。

⑪ 「上井」天正十四年正月廿二日条。

⑫ 「上井」天正十四年正月廿三日条。

⑬ 「上井」天正十四年正月廿三日条・同年五月廿二日条。

⑭ はじめに註⑤藤田前掲論文一〇一頁。

⑮ (天正十四年)五月二日小早川隆景書状には「大友宗麟・薩州鎌田何茂大坂被明瞭下國候」とあるので(「毛利家文庫遠用物所収文書」〔山口県史料編 中世〕六七八頁)、鎌田は、遅くとも天正十四年四月下旬頃には上方を発つたとみられる。

⑯ 「上井」天正十四年五月廿二日条。

⑰ 「兼見」は、東京大学史料編纂所架蔵の謄写本から引用している。

⑱ はじめに註②藤木前掲著書二六頁・二七頁。

⑲ 松田毅一・川崎桃太訳『先訳フロイス日本史』4、一〇四頁―一〇七頁。

⑳ はじめに註②藤木前掲著書二八頁。

㉑ 「大日本古文書 毛利家文書」文書番号九四九。以降、「大日本古文書 毛利家文書」は「毛利」と略称する。

㉒ 第一章註⑥朝尾前掲著書三三〇頁・三三一頁、中野等「羽柴・徳川『冷戦』期における西國の政治状況」(藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造』戦場論 上)岩田書院 二〇〇六年、初出二〇〇四年)二八七頁―二九〇頁が既に指摘している。

- ⑲ 「上井」天正十三年十二月廿一日条・同十四年二月五日条。
 註⑨ 新行前掲執筆分九七六頁・九七七頁。
 ⑳ 「毛利」文書番号九五五。
 ㉑ 戸谷穂高「豊臣期の取次」（『戦国史研究』四九 二〇〇五年）一九頁。
 ㉒ 桑田和明「豊臣秀吉の九州再国分と領主」（桑田「中世筑前国宗像氏と宗像社」岩田書院 二〇〇三年、初出一九八三年）三七九頁、註
 ⑳ 中野前掲論文二九一頁・二九二頁。
 ㉔ 「毛利」文書番号九五五は、発給年代を「天正十五年カ」として
 いる。
 ㉕ ルイス・フロイス執筆一五八七年度日本年報（『イエズス会』第III期第7巻、一八五頁）に拠ると、天正十五年の九州出兵後、秀吉は隆景から伊予を収公している。同国は毛利勢力圏ではなくなったのである。
 ㉖ 家康へ出された（天正十五年）五月二十八日豊臣（羽柴）秀吉直書には「肥後国一段能国候間、羽柴陸奥二被下、熊本名城候条、為居城普請丈夫ニ被仰付候事」とある（『佐賀県立名護屋城博物館所蔵文書』「佐賀県立名護屋城博物館研究紀要」第二一集収録）。
 ㉗ 天正十五年五月晦日豊臣秀吉朱印状（『大日本古文書 相良家文書』文書番号六九三）。
 ㉘ 中野等は、秀吉が毛利氏に対し、領国の削減を内容とする国分案を提示したと主張するが（註⑫中野前掲論文二九二頁・二九三頁）、これまで述べた点から、かかる指摘は検討し直す必要がある。また戸谷穂高は、史料9をもとに、天正十四年六月、秀吉が輝元を九州取次に任じたと指摘するが（註⑳戸谷前掲論文一九頁）、素直に読むなら、

そうした解釈は成立しない。

- ㉙ 池上裕子は、藤木氏の国分理解に関して既に疑問を呈している（『惣無事令はなぜ発せられたのか』峰岸純夫・池上編『新視点日本の歴史4 中世編』新人物往来社 一九九三年）八九頁・九〇頁。
 ㉚ （天正十四年）七月十四日毛利輝元書状写（『関関録』巻百二十三 大多和惣兵衛所収文書）。
 ㉛ この点に関しては、第一章註①前掲「輝元」三四八頁が既に指摘している。
 ㉜ 「吉見家文書」（山口県史 史料編 中世2）二〇七頁・二〇八頁。
 ㉝ 「上井」天正十四年三月卅日条。
 ㉞ 「上井」天正十四年六月二十二日条・七月五日条など。
 ㉟ 「大友家文書録」（『増補訂正編年大友史料』二七冊、史料番号一八五）。以降、『増補訂正編年大友史料』は「大友」と略称する。
 ㊱ ルイス・フロイス執筆一五八七年度日本年報に拠れば、九州出兵後、隆景の弟で養子でもあった小早川秀包と宗麟の娘が夫婦となっている（『イエズス会』第III期第7巻、一七七頁）。この事実から推して、「合躰」は毛利一門と大友氏の縁組を指す可能性があろう。
 ㊲ 「大友家文書録」（『大友』二七冊、史料番号一八四）。
 ㊳ 立花へ直書を出した時点の秀吉は、義統の注進状に未だ目を通していなかったと推測されよう。事態の推移からは、そうした考へ方が浮上する。
 ㊴ 第一章註①前掲「輝元」三四七頁、註9新行前掲執筆分九七七頁・九七八頁。

これまで述べた点を要約する。1 天正十三年（一五八五）冬、羽柴秀吉が島津氏・大友氏・毛利氏ら西国大名へ発した停戦命令は、九州派兵が困難な情勢下で採られた方策で、「和戦」双方を視野に入れたものである。そして畿内近国・東国・西国の情勢に規定されながら、ある時期は「和」の比重が、ある時期は「戦」の比重が高まり、遂には対島津戦開始という結果に至った。2 秀吉が正親町天皇の「叡慮」を停戦命令のなかに明記したのは、形式上は將軍足利義昭よりも上位に位置する天皇の意志を前面に立てることで、室町將軍の命じる大友攻めを拒む名分を毛利氏に与えようとしたからではないか。3 「平和」の実現という切り口から、九州停戦命令を惣無事令として捉える藤木久志説には賛成できない。^①

上記の点を踏まえると、以下の点も指摘できよう。4 島津攻めが既定方針であったことを強調する藤田達生説は、九州政策の変遷を踏まえた主張とは言い難い。5 停戦命令のなかで「叡慮」を振りかざした理由がさきの如きものとするなら、九州停戦命令は室町將軍の衰退・没落過程のなかで位置づけることができよう。

稿を閉じるにあたり、従来の研究に関して言及を加える。まずは、いわゆる惣無事令と「叡慮」の関わりを論じた研究について述べよう。

天正十四年以降、秀吉は関東・奥兩國の諸領主へも停戦を命じ、直書や朱印直書を発したが、そのなかでは「叡慮」は明記されていない。^② 天皇の意志を前面に出すのは九州停戦命令のみである。とするなら、何故こうした差異がみられるのかを追究する必要がある。またかかる差異に留意しない以下の見解、すなわち、^① 天皇大権を擬似的に復活させて、秀吉がその代官（関白）として執行に当たるといふ論理を持ち出したことや、自身の出自の低さが契機となり、文書のなかに「叡慮」を記したとする指摘^③、^② 惣無事令は理不尽で一方的な中央政権の論理の押しつけであったからこそ、臣従していない東国大名や西国大名へ停戦命令を出した際、天皇を利用したとする指摘^④、あるいは、^③ 平和を政策基調とし、広域や

がては全国の惣無事を狙ったからこそ、「叡慮」を利用したとする指摘は、検討を要するのではなからうか。^⑤
つぎに、「平和」という視角から惣無事令を論じた研究について言及する。

惣無事令の全体像を論じた藤木は、その後、領主の危機管理について言及を加え、大名どうしの戦争を否定して領主階級の存在を確かなものとするため、大名間対立を抑え日本全体を平和にすることが、領主に要求されていたと指摘している。また「平和」との関連から、惣無事を捉えようとする藤木の視角は、二〇〇一年以降に出版された概説書などでも受け継がれている。^⑥さらには村井章介説のように、統一権力の創出過程を一揆の「無事」から秀吉の「惣無事」への展開と理解する見方もある。村井の主張も「平和」を念頭に置いた学説であらう。しかし、藤木説に批判的な藤田説や、本稿で主張したことを踏まえるなら、上記の諸学説は西国では適用できない。

以上述べた点からは、西国政策と東国政策の比較が検討課題として浮上しよう。また以下の事実、すなわち天正十四年夏、九州政策において「和戦」の「戦」の比重が高まっていたことや、秀吉が、同年四月に奥兩國の伊達政宗と芦名亀若丸の戦闘停止を図り、翌五月に関東諸領主の支配領域を確定する意向を示したことを踏まえるなら、当該期における西国政策と東国政策との連動の有無も検討課題とならう。後日言及を加えたい。

- ① 天正十二年、秀吉が徳川家康に軍事的敗北を喫したことで、惣無事令が天下統一の基本戦略に据えられたという見方が存在する（例えば横田冬彦『日本の歴史16 天下泰平』（講談社 二〇〇二年）四九頁・五〇頁、堀新「信長・秀吉の国家構想と天皇」（はじめに註⑦前掲『日本の時代史13 天下統一と朝鮮侵略』一一六頁―一二〇頁）。
- 秀吉勢が家康に尾張長久手で敗れたことは事実だが、秀吉と家康の武力抗争の全体像をみわたすなら、むしろ秀吉の勝利と理解したほうがよいだろう（跡部信「秀吉の人質策」（第一章註②前掲『小牧・長久手の戦いの構造 戦場論 上』初出二〇〇五年）二二頁―二二四頁）。
- ② ゆえに、上記の主張は疑問と言わざるを得ない。
- ③ 藤木久志『刀狩り』（岩波新書 二〇〇五年）六九頁―七二頁。
- ④ 今谷明『武家と天皇』（岩波新書 一九九三年）六六頁―七七頁。
- ⑤ 第二章註③池上前掲執筆分九〇頁・九二頁。
- ⑥ 註①堀前掲執筆分一一六頁―一二〇頁。
- ⑦ 秀吉の停戦命令が出された頃の東国では、室町將軍の意志と結びついた大名間対立は見出せない。かかる現象は、関東・奥兩國の諸領主へ出された停戦命令のなかで「叡慮」が登場しない点と関連するのかもしれない。

- ⑦ 藤木久志「領主の危機管理」(藤木『戦国史をみる目』校倉書房一九九五年 初出一九九二年・二〇〇頁・二〇一頁。
- ⑧ 稲葉継陽「戦国から泰平の世へ」(『日本の中世』三 村の戦争と平和)中央公論新社 二〇〇二年)二八六頁―二九一頁・三〇四頁―三〇七頁、註①横田前掲著書一四頁、註①堀前掲執筆分二一六頁―二二〇頁など。
- ⑨ 村井章介「中世の自力救済をめぐる」(村井「中世の国家と在地社会」校倉書房 二〇〇五年、初出一九八六年)一二三頁・一二四頁。
- ⑩ はじめに註②藤木前掲著書四三頁・四四頁、栗野俊之「東国」『惣無事』令の基礎過程」(栗野『織豊政権と東国大名』吉川弘文館 二〇〇一年、初出一九九三年)七四頁―七九頁、小林清治「奥羽仕置と豊臣政権」(吉川弘文館 二〇〇三年)四一頁・四二頁など。

附記 史学研究会例会での報告後、竹井英文「戦国・織豊期東国の政治情勢と『惣無事』」(『歴史学研究』八五六 二〇〇九年)、同「戦国・織豊期信濃国の政治情勢と『信州郡割』」(『日本歴史』七三八 二〇〇九年)に接した。惣無事令を考える上で重要な研究だが、本稿には活かすことができなかった。一読されたい。

(京都大学・京都橘大学非常勤講師)

Facilities such as moats and embankments, keeps and towers, castle gates, did not function solely in a directly military fashion but were symbols of the power of the castle and its lord and a representation of their authority. Therefore, these objects cannot be appreciated simply in terms of their military function, but because symbolization and representation are at base also military functions, their effectiveness is manifest. In order to appreciate this symbolization and representation, a proper understanding of their military character is an important prerequisite.

Even if vivid remnants from battlefields cannot be discovered archaeologically, by conducting an analysis of a site in terms of its military character, as in the case of Yoshinogari, it becomes possible to re-evaluate sites in terms of their relation to warfare. In readjusting our understanding of the reality of warfare in each age, there arises the necessity of deepening our study of warfare from the archaeological perspective.

The Political Process behind the Order for the Kyushu Ceasefire:
A Reexamination of the *Toyotomi Soubujirei*,
Hideyoshi's Order for A General Peace

by

OSHITA Shigetoshi

Hashiba (Toyotomi) Hideyoshi ordered a ceasefire with Shimazu Yoshihisa to end the fighting in Kyushu in Tensho 13 (1585), but this event has been a point of contention in historical studies of the process of Hideyoshi's unification of the nation, i.e. the cessation of the conflicts of the Warring States period, and whether the aim of the policy was to bring about an end to warfare and institute a period of general peace is still a critical issue.

This article reconsiders the above-mentioned order for a ceasefire in Kyushu by again revisiting the political process prior to the opening of hostilities against the Shimazu in the seventh month of Tensho 14. The ceasefire order was a policy taken during a period when the dispatch of troops to Kyushu was not proceeding smoothly and the possibility of both war and peace were still being considered. Then, in determining the situation in the capital provinces as well as those in both the eastern and western provinces, the choice of peace at times weighed heavier while at others the choice for war weighed heavier in the balance, and finally this process led to the decision to open war against the Shimazu. The theory that

takes the coming of peace as an opening linking the ceasefire order to the order for general peace cannot be supported. I also argue that the theory that stresses the attack on the Shimazu was a predetermined policy is difficult to understand as being based on transition in the Kyushu policy.

Bellizismus und Ewiger Friede als Träger der Entfesselung Bellonas

von

SUZUKI Tadashi

In der Zeitenwende zum 19. Jahrhundert ist bekanntlich der Charakter des Krieges in Europa umgeschlagen. Seit der *levée en masse* im revolutionären Frankreich hat sich der Krieg vom Kabinettskrieg des Absolutismus zum Volkskrieg der modernen Nationen drastisch verändert. Aber es ist auch schon bekannt, dass auf der Ebene des Diskurses diese grundlegende Wandlung des Krieges, die der deutsche Historiker Johannes Kunisch als einen Prozess „von der gezähmten zur entfesselten Bellona“ formuliert hat, bereits vor der französischen Revolution, besonders in der Zeit der Spätaufklärung angefangen hatte. In der vorliegenden Arbeit wird zuerst dargestellt, wie die mit Ewigem Frieden ihren Höhepunkt erreichte Reglementierung von Krieg von der Naturrechtsschule der Völkerrecht bis zum Friedensgedanken im 18. Jahrhundert vorangetrieben wurde. Dann ist die Rede vom aufgeklärten Bellizismus, der hier vor allem von Johann Valentin Embser repräsentiert wird. Schließlich zeigt sich, dass trotz ihrer scheinbaren Polarität dieser Bellizismus und Ewiger Friede in der Tat miteinander die Umwertung des Krieges, die „Wiedergeburt des Krieges“ (Kunisch) mit sich gebracht hat.

In der zweiten Hälfte der frühen Neuzeit war in Europa als dominante Tendenz die Reglementierung von Krieg zu spüren. Als erste Phase dieser Tendenz lässt sich die Naturrechtsschule des Völkerrechts bezeichnen, die zwar erfolgreich den Faktor des heiligen Krieges von dem überlieferten europäischen *bellum justum* ausschließen konnte, aber zugleich den Krieg schlechthin als ein notwendiges Übel anerkannte. Während diese Kriegsanschauung noch weiterhin als ein Standard funktionierte, trat erst im späten 18. Jahrhundert die Kontrolle des Krieges durch die Vernunft in eine neue Phase, in der das Heerwesen und der Krieg gerade von dem Prinzip einer auf wissenschaftliche Berechenbarkeit gerichteten Rationalität erfasst wurden. Daraus resultierte ein Streben nach einer ethischen Stilisierung